

日本ポジティブサイコロジー医学会
評議員推薦内規

- 1 新評議員の選考は、本学会会員で次の資格のうち3つ以上を満たした候補者について、会則に添って理事会にて選任、承認を得るものとする。
 - 1) 本会理事2名以上、または評議員3名以上の推薦を受けたもの。(必須)
 - 2) 原則として日本ポジティブサイコロジー医学会会員として、1年以上在籍しているもの。(必須)
 - 3) ポジティブサイコロジーに関連する研究歴5年以上のもの。
 - 4) 日本ポジティブサイコロジー医学会学術集会での発表が2回以上のもの。ただし、シンポジウム、ワークショップ、講演の発表においては1回以上とする。
 - 5) ポジティブサイコロジーに関連する発表論文が筆頭者なら3編以上有するもの。(共著者可)
 - 6) 理事会が特に必要と認めたもの。

- 2 評議員候補者の推薦に際しては、学術集会前の理事会が開催される日の1ヶ月前までに次の書類を事務局に提出するものとする。ただし、評議員資格の3つの内「6)」が該当する候補者は、次の書類の「1)」のみ提出するものとする。
 - 1) 本会理事2名以上、または評議員3名以上の推薦書
 - 2) 候補者の履歴書(会員歴、教育歴、研究歴)
 - 3) 主要研究業績報告書(日本ポジティブサイコロジー医学会での発表を含む)

- 3 評議員の再選については次の通りとする。
 - 1) 定時評議員会を3回連続して欠席した場合、かつ、学術集会において3回連続して演題発表がない場合、再選は認めないものとする。

2013年11月27日施行